

令和3年（行ウ）第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件
原告 ●●●● 外2名
被告 国

準備書面（8）

令和4年1月26日

東京地方裁判所民事第2部Af係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

（武漢ウイルスワクチンの危険性）

一 承前

- 1 これまで、主に、訴状「請求の原因」第三及び令和4年1月17日付け準備書面（7）において、「武漢ウイルスワクチンの危険性」について述べてきたが、これらは、繰り返し主張するとほり、「武漢ウイルスワクチンの安全性についての証明の不存在」のことであつて、被告国に、安全性の証明責任があることを踏まへて、反論と反証を行ふといふことである。
- 2 そして、さらに、この点について以下のとほり補充主張する。

二 ファイザー社からの内部告発等の存在

- 1 マイク・イェードン博士（Michael Yeadon）は、呼吸器薬理学の博士であり、元ファイザー社の副社長であるが、PCR検査については、PCRテストがNHS（Notional Health Service）ラボから削除され、「高度な資格と経験を積んだHCPC（Health and Core Professions Council）、すなはち、登録生物医学科学者」を主に「数週間以内に設立された、認定されておらず、研究所のボランティアの未登録スタッフによるものでなければならない。」した上で、ワクチンについても、「自然免疫はワクチンより優れておる」とし、ファイザーのワクチンは、ワクチンでもないし、ワクチンとしても機能しないし、許容できる安全性からは大きくかけ離れているし、低コストでよく理解されておる薬による治療法もあるのに、なぜ腕に針を刺すことを許すのでせうか、といふ根源的な批判の内部告発をしておる。
- 2 また、ソーク研究所（Salk Institute for Biological Studies）は、昭和38年にジョナス・

ソークによつて創設された生物医学系の権威ある研究所であるが、その研究所に所属する研究者らの研究結果によれば、ワクチンのスパイクタンパク質が人体細胞にどのような損傷を与えるのかを示し、COVID-19が主に血管疾患であることを確認してゐる。つまり、SARS-CoV-2ウイルスは、細胞レベルで血管系（循環器系）に損傷を与へて攻撃する。そして、このワクチンで体内に注入されるスパイクタンパク質が血管内皮細胞の損傷に関与してゐることを検証したのである。

三 スパイクタンパク質の危険性

- 1 原告らは、これまで、主に、武漢ウイルスワクチンのアジュバントなどの添加物の危険性を主張してきたが、ここにおいて、遺伝子の組み換えをして体内に注入される人工のスパイクタンパク質自体の危険性を特に重視しなければならないことを主張するものである。
- 2 ドイツにおいても、剖検（解剖検査）によつて、多くのスパイクタンパク質が血管系（循環器系）に集中して滞留してゐることが確認されてをり、細胞が損傷され血管等を破壊させて、自己免疫疾患その他の疾病の原因となつてゐるのである。
- 3 前述のソーク研究所の研究によれば、ワクチン接種で注入されるスパイクタンパクが不活性で無害であるとの説明が虚偽であることを令和3年4月30日に発表された「**The novel coronavirus' spike protein plays additional key role in illness**」と題された記事の中で論証して警告してゐるのである。つまり、ワクチンによる遺伝子組み換えの人工的スパイクタンパク質は、体内においても不活化することなく活性化し、ウイルスのスパイクタンパク質と連合軍を組んで協同して、人体の免疫機序が著しく混乱し、自己免疫疾患を誘発して臓器の損傷と破壊によつて重篤化し死に至る危険が大きいのである。

四 法令違反

1 カルタヘナ法違反及びカルタヘナ議定書違反

- (1) ところで、平成15年6月10日に成立した「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。カルタヘナ法）は、同月18日に公布され、同年11月21日、我が国は、「カルタヘナ議定書」（生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書Cartagena Protocol on Biosafety）を締結し、平成16年2月19日、我が国について発効した。
- (2) そして、このカルタヘナ法に基づき、厚生労働省は、平成27年7月16日に、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく承認の申請等の事務手続等に関する質疑応答集(Q&A)について」の事務連絡を發出し、その後、令和3年11月25日に改訂したが、
その「問5」の、
「遺伝子組換え生ワクチンなど、遺伝子治療用製品たる再生医療等製品に該

当しない場合は、カルタヘナ法の第一種使用等の手続の対象にならないと考えてよいか。」

に対する「答」には、

「遺伝子治療用製品たる再生医療等製品に該当するかどうかにかかわらず、遺伝子組換えを行ったウイルス等を不活化せずに用いる製品については、遺伝子組換え生物等含有製品に該当する。治験を行う場合や、製造販売後に医療機関で使用する場合は、カルタヘナ法の第一種使用等の承認申請手続の対象になる。

なお、第一種使用等の手続を行う場合であっても、対象となる製品に由来する遺伝子組換え生物等について、投与患者からの体外への排出や環境中に排出された際の影響等に関する情報に基づき、生物多様性影響が適切に評価された場合には、必ずしも患者を個室で管理すること等が一律に求められるものではないことから、製造販売業者等において想定される使用等の方法を検討した上で、適切な手続をとるように留意されたい。」

とある。

- (3) つまり、遺伝子治療用製品たる再生医療等製品に該当するか否かにかかわらず、本件特例承認の武漢ウイルスワクチンは、「遺伝子組換え生物等含有製品」に該当することを厚生労働省は認識してゐたのであるが、厚生労働省は、カルタヘナ議定書に反して、ワクチンの製造販売業者等において想定される使用等の方法を検討した上で、適切な手続をとると回答しながら、全くそれを実行しないのである。
- (4) カルタヘナ議定書は条約であるから、法律よりも上位の法令であるが、厚生労働省は、この条約であるカルタヘナ議定書にもカルタヘナ法にも違反してゐるのであるから、特例承認は直ちに取消されるべきである。

2 製造物責任法違反

- (1) 製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第1項で、「製造物」を「製造又は加工された動産をいう。」と定義し、これにワクチンなどの医薬品が含まれることは当然である。
- (2) また、同条第2項では、「この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。」とある。
- (3) そして、同法第3条の製造物責任の免責事由については、同法第4条において、
 - 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
 - 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。」

としてゐる。

- (4) それゆゑ、国が製造物責任を負ふ製薬会社に特例承認をなしたことは、国民に対してワクチンの「品質保証」をしたことになるのであり、しかも、国は、製薬会社に代はつて、ワクチン接種を推奨してその販売促進行為、営業行為を行つてゐるのであるから、国は、製造物責任法第2条第3項第3号（当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者）の「製造業者等」に該当するので、同法上の共同責任を負担することになる。
- (5) しかも、国及び製薬会社は、「科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識」できたのであるから、当然に賠償責任を負ふことになるのであり、その欠陥を共謀して隠蔽したことの故意責任を負ふことになるのである。
- (6) 報道によると、「厚生労働省は、令和3年9月10日、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会と薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会を合同で開催し、異物混入により自主回収が行はれた武田薬品工業／米モデルナ製の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）ワクチンについて、回収ロットを接種した直後に死亡が確認された3例とワクチンの因果関係は「現時点では評価できない」とした。」とある。
- (7) 「評価不能」は、厚生労働省の常套文句であり、これは、「調査放棄」と同義語である。製薬会社の利益至上主義と厚生労働省の無責任主義との合作によつて、事実のすべては隠蔽されるのである。

五 医薬品承認制度の構造的欠陥

1 製薬会社と医師等との癒着関係

- (1) 製薬会社は、これまでも、そしてこれからも、医師や、その大学、学会、研究機関などに対して、A項目（研究開発費等）、B項目（学術研究助成費）及びC項目（原稿執筆料等）などの分類による多額の謝礼及び寄付金を支払つてゐたことは公知の事実であつて、その公然とした癒着関係から、訴状で指摘したやうな、GSK（グラクソスミスクライン社）が抗うつ薬パキシルの販売促進のために“ゴーストライティング”プログラムを使用してゐたことが平成21年8月20日に発覚した事件など、わが国でも論文不正事件が相次いだため、平成25年からは、製薬会社の業界団体「製薬協」の自主的な取り組みとして、各社が医師に対して支払つた謝礼（講師謝金・原稿執筆料・コンサルティング料）を公開することとなつた。しかし、これは、却つて、「製薬会社」と「医師」との癒着構造である「産学共同体（医薬共同体）」を公認する結果となつた。
- (2) 平成28年度では、全体で264億円、約9万人の医師が名目の如何を問はず何等かの謝礼金などを受け取つてをり、謝礼金の半分は大学病院で勤務する医師に対して支払はれてゐる。

- (3) また、令和3年2月14日に本件特例承認を受けた「販売名：コミナティ筋注」の申請者であるファイザー株式会社は、「謝礼支払サマリー」の分析結果によると、7,072人の医師に対し、11,072件で、合計金9億7447万2908円の謝礼を支払っている。
- (4) そして、医薬品の承認の意思決定を左右する厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の委員111人のうち、53人が製薬企業から講師謝金を受け取っていることが判明してをり、非常勤ではあつても特別職の国家公務員であるから、収賄罪等の適用がある身分なのである。

2 委員等の適格性審査の欠如

- (1) このやうな不健全な事態を政府は黙殺し、むしろ歓迎して容認している。
- (2) その証左として、前述した内部告発や学術的な指摘などについて、厚生労働省内での各種の審議会、行政評価・監視委員会、調査委員会、検討部会などで、これらが審議検討された事実が一切ないからである。告発者や研究者からの批判的論文等の取り寄せ、その資料等の精査検討などを全く行はず、これらをデマだとか、フェイクだとして、その議題にも上らないのである。
- (3) そもそも、審議会等の委員らの選任基準に不備と欠陥がある。医学界全体が製薬会社の謝礼等による金銭的依存体質による汚染が進み従属関係が認められるのであれば、謝礼等を受領しない学術団体等からの委員の選任が必要となるが、未だに不健全な関係を継続したままといふ癒着構造に浸かり切っているのである。
- (4) そのため、偶々製薬会社から謝礼を貰っていない委員であつても、今後の依頼等の期待から、製薬会社の意向を忖度することは当然にあり得るのである。
- (5) そのやうな事情により、内部告発や批判研究論文等の資料を一切検討せず、関係者の事情聴取やその審議をすることが全くないのである。
- (6) 従つて、このやうな審議会等の結論に信用性はなく、委員の選任、審議、結論等の全ての手続は、国民の生命と自由を奪ふことになる適正な手続によるものではなく、本件訴訟で取消を求めてある特例承認はすべて違憲無効なのである。
- (7) しかも、本件取消の対象となつてある、令和3年2月14日に特例承認されたファイザー製のmRNAワクチン（販売名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和2年12月18日）に引き続いて、これを5歳から11歳用の子供にまで接種対象の低年齢化を企図するファイザー製ワクチン（販売名：コミナティ筋注5～11歳用、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン（SARS-CoV-2））を令和4年1月21日に特例承認したことは、到底容認できるものではない。
- (8) 被告は、令和3年12月17日付け準備書面（1）において、「薬機法14条の3に基づく厚生労働大臣の特例承認は、行訴法3条2項にいう「行政庁の処分」に該当するところ、かかる行政処分の法効果を否定するには、原則として、取消訴訟によらなければならない（取消訴訟の排他的管轄）、取消訴訟以外では、裁判所といえども行政処分の法効果を否定することはできない（行政処分の公定力）。」とするが、原告が取消訴訟の原

告適格がないとの解釈の下においては、取消訴訟を提起できないのであつて、それを行ふべきであるとするのは、国民に不能を強いることであり、そのやうな解釈は、憲法第32条の裁判を受ける権利を侵害する違憲解釈であつて、原告らには、実質的当事者訴訟（行訴法第4条後段）として、特例承認の取消を求めることが許されなければならないのである。

- (9) 従つて、本件訴訟で求めてゐる令和3年2月14日に特例承認されたファイザー製ワクチンその他のワクチンの特例承認の取消がなされると同時に、令和4年1月21日の特例承認もまた同時に取り消されなければならないのである。

六 政府による情報の隠蔽と情報操作による洗脳

1 河野太郎のネタ元

- (1) 訴状で指摘したとおり、河野太郎新型コロナウイルスワクチン接種推進担当大臣が令和3年6月24日付けの「ワクチンデマについて」との題名で発表した「河野発言」は、『こびナビ』（covnavi.jp,@covnavi）の監修によるものである。
- (2) 政府の担当大臣である河野が民間の私的団体の見解に隷属してゐるといふことは国家の矜持を否定するものであつて、それ事態が批判されるべきであるが、この「こびナビ」に全面的に媚びて監修してもらつた、その「こびナビ」の副代表である峰宗太郎氏（@minesoh）は、平成29年1月30日午後10:33のツイッターで、かうつぶやいてゐる。

「ある程度目的は手段を正当化すると思うので…ワクチンの推奨や抗生剤乱用防止なんかも、電通かなんかに印象操作を含めて宣伝してもらったらよいと思つてゐる…。理詰めで駄目な相手には、教育で駄目な相手には、洗脳・宣伝でしょう…。」

- (3) つまり、「こびナビ」といふ洗脳集団の意向に盲従した河野が「ワクチンデマについて」といふデマを垂れ流したといふことなのであり、しかも、被告国は、河野の行為を容認してゐるのである。

2 「感染者数」といふ虚偽情報の垂れ流し

- (1) これまで、政府は、メディアの報道において、「PCR検査陽性反応者数」を、ことさらに「感染者数」と偽つて発表することを許容し、メディアもまたその虚偽を垂れ流し続けた。
- (2) 現在、オミクロン株の感染拡大だと喧伝されてゐるものの、オミクロン株の存在自体に疑問がある上に、それがすべてオミクロン株であるとの根拠もなく、ウイルスの極一部の遺伝子情報しか検出できないPCR検査によつて陽性と反応するのは、レトロウイルス（Retro virus）やインフルエンザウイルスなど多くのウイルスの可能性があるのであつて、オミクロン株のみとする根拠は薄弱である。
- (3) しかも、PCRの陽性反応は、不活化した（破壊された）ウイルスの遺伝子にも反

応するのであり、陽性反応者はウイルスの感染者であると断定できない。オミクロン株以外の無害なウイルスに感染してゐる可能性もある。

- (4) にもかかはらず、国は、徒に国民の恐怖感を煽り、防疫効果が極めて疑はしいマスク着用を半強制的に要求して、マスク着用により、人々に非日常的な緊急事態意識を植ゑ付けさせて、ワクチン接種へと強引に誘導する違法な洗脳政策を採り続けてきたのである。

3 死亡者の水増し

- (1) 政府による洗脳政策は、感染者数の水増し以外にもウイルス感染による死亡者数の水増しもある。
- (2) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、都道府県衛生主幹部（局）宛てに令和2年6月18日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」と題する事務連絡において、「事務連絡中の「新型コロナウイルス感染症患者が死亡したとき」については、厳密な死因を問いません。新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、入院中や療養中に亡くなった方については、都道府県等において公表するとともに、厚生労働省への報告を行うようお願いいたします。」とある。
- (3) つまり、これは、PCR検査陽性者が入院中や療養中に死亡したときは、すべてウイルス感染による死亡者とするといふ水増しを指示したことになる。
- (4) 感染症とは無縁の交通事故などで入院中や療養中にその事故が原因で死亡しても、生前ないしは死後にPCR検査をして陽性であれば、ウイルス感染による死亡者とするといふ全く出鱈目な水増しである。
- (5) つまり、厚労省の前記事務連絡によつて、①新型コロナウイルス（武漢ウイルス）の感染と発症を死因とする死亡者の数と、②それ以外の死因による死亡者が死亡時に新型コロナウイルス（武漢ウイルス）の感染しただけの場合の死亡者の数とが混在してゐることになるため、事後における死因調査の結果において、上記事務連絡以後の月から令和3年4月まで、毎月ごとの①と②の各死亡者数の区分を示す文書、図画及び電磁的記録（フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報）のすべてについて、原告訴訟代理人南出喜久治が、大阪府、京都府、東京都及び厚生労働大臣に対して令和3年4月22日に、各情報公開条例及び行政機関の保有する情報の開示に関する法律に基づき行政文書公開請求をなしたところ、いずれも、請求にかかる行政文書を作成してをらず、行政文書として管理してゐないとの回答であつた。
- (6) つまり、水増しは、現在もなほ政府によつて意図的に行はれて、真実が隠蔽され虚偽の情報をまき散らしてゐるのである。

4 「副作用」を「副反応」とすり替へ表示

- (1) 薬機法第68条の10第1項は、「副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障

害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その他の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性に関する事項」の報告義務を定めてゐる。

- (2) ところが、その報告文書においては、「副作用」といふ言葉は使はれず、「副反応」といふ言葉にすり替へて、正確な概念による不正確な説明に終始して、「副作用」の存否や「安全性」に関する実質的な報告義務を果たしてゐないのであるが、そのことを被告国は容認してゐる。
- (3) ワクチン接種と死亡との因果関係は、剖検（解剖検査）を行はないと死因は判明しないにもかかわらず、殆ど剖検を行はず、「判別不明」とするのは、死因の隠蔽以外の何者でもないのである。

七 特例承認による人体実験

- 1 特例承認とは、つまるところ、その実態は、人体実験の許可のことである。非臨床試験、特に、薬物動態試験は実施されてゐないので、まさに人体実験の承認となつてゐる。
- 2 特例承認における「特例」とは、非臨床試験及び臨床試験を経て完全性を確認した後に審査して承認するのではなく、そのやうなことを一切省略し、見切り発車によつて暫定的に医薬品として使用させ、その治験（人体実験）によつて安全性に関するデータを収集するといふものなのである。
- 3 従つて、この特例承認の立法理由は、国民を人体実験の対象として危険に晒すことであるから、憲法第13条及び第31条に違反して違憲無効なのである。

八 結語

- 1 以上により、武漢ウイルスワクチンは、遺伝子組み換え、遺伝子操作による人工的なスパイクタンパク質を体内に直接注入させ、そのスパイクタンパク質によつて血管系（循環器系）の細胞を損傷させ、自己免疫疾患その他の疾病の原因になるとともに、そのスパイクタンパク質をコーティングしてゐる脂質ナノ粒子（LNP）やポルソルベート80などの「劇薬」によつても臓器を損傷させる「毒物」であり、「医薬品」の名に値しないものであることが明らかとなつてゐる。
- 2 にもかかわらず、被告国は、原告らを含むすべての国民に対し、これを接種させる実質的に強要する政策を推進するため、事実を隠蔽し、情報操作と洗脳を組織ぐるみで推進して、国民を極めて危険な状況に追ひ込んでゐるのである。
- 3 しかも、安全性の確認のためには、その危険性を指摘する主張とその証拠資料等を精査して公正に審査することが適正手続の保障を定めた憲法第13条及び第31条の要請であるにもかかわらず、審議会等の委員の選任等の公正さが担保されないままの審議等において、それらがすべて排除された結果の特例承認であつて、これらはいずれも違憲無効なのである。
- 4 国は、ワクチン接種を強引に推進させるものの、接種による死亡が疑はれても殆ど

剖検によらずに素人判断にも等しい憶測であるにもかかわらず、医師の権威と権限を悪用して死との因果関係を否定して、ワクチン接種による死の危険性を隠蔽し、事実を捏造し、また、カルタヘナ議定書、カルタヘナ法及び製造物責任法に違反するなど、徹底して法の正義を破壊し続けてゐるのである。

5 よつて、原告らの請求はすべて認容されるべきである。